

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 3-10-1 石井ビル 8階

交際費等から除かれる飲食費の金額基準が大幅に引き上げられました。

Q 令和6年の税制改正で、交際費のうち飲食費についての取り扱いが大きく変わったと、きました。これはどのような内容でしょうか？

解説

社外の人との飲食費で交際費から除かれるものの金額が一人当たり 5000 円以下から 10,000 円以下に引き上げられました。

1. 交際費等とは

法人が、得意先や仕入先など事業に関係のある者に対して接待、供応、慰安、贈答などをするために支出する費用を交際費等といいます。

2. 飲食費の特例

従来、社外の人との飲食などのために要する費用で、支出金額が1人当たり5,000円以下のものは交際費から除かれていました。令和6年税制改正で、この5,000円以下の基準額が10,000円以下に引き上げられました。(令和6年4月1日以後に支出する飲食費について適用されます。)。ただし、この規定を適用するためには、下記の項目が記載された書類を保存する必要があります。

- 飲食等のあった年月日
- 飲食等に参加した得意先などの氏名や自社との関係
- 参加者数
- 飲食等の金額や飲食店名、住所など

なお、この飲食費からは自社の役員や従業員だけで飲食したものは除かれます。

3. 交際費等の損金不算入額

資本金又は出資金が1億円以下の法人については、原則次のいずれかの金額となります。

- 1) 支出交際費等-年間800万円
- 2) 支出交際費等-接待飲食費の50%

要するに…

令和6年4月1日以後に支出する社外飲食費について、交際費から除外される金額が、従来の一人当たりの基準金額5,000円以下から10,000円以下に大幅に引き上げられました。ただし、あくまでも社外との飲食費に適用されるルールであり、社内の人間だけの飲食費は適用されませんので注意が必要です。